

改訂(改定)の主な内容

幼稚園教育要領 改訂の主な内容

- 幼児教育は「環境を通して行うもの」である〈第1章 総則〉幼児教育の「見方・考え方」
 - ・幼児教育と小学校教育との明確な違い ・子どもの主体性を大切にし、一人一人の違いを受け止める
- カリキュラム・マネジメント
 - ・5領域のねらい及び内容を相互に関連させながら、「幼児教育において育みたい資質・能力」の実現に向けて、子どもの姿や地域の実情等を踏まえつつ教育課程を編成し、各種指導計画の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」をすること
 - ・社会に開かれた教育課程
 - ・ポイント ① 教育目標の設定、ねらいや内容の組織 ② PDCAサイクル ③ 教育活動に必要な資源の活用
- ねらい及び内容について
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)との連動
 - ・5領域の〈ねらい及び内容〉を達成することによって「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に近づくことができる
- 特別支援教育、海外から帰国した幼児への対応
 - ・集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮 インクルーシブ教育システムの構築
- 預かり保育と子育ての支援
 - ・教育課程に合わせた預かり保育計画の立案 ・地域の人的・物的資源の活用 ・幼児期の教育のセンターとしての役割

保育所保育指針 改定の主な内容

- 養護及び教育を一体的に行う保育（養護：生命の保持及び情緒の安定 保育：「保」護して教「育」すること）
 - ・〈第1章 総則〉に〈2 養護に関する基本事項〉が示され、保育における最も大切な原理・原則として位置づけられた
- 乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育
 - ・〈第2章 保育の内容〉に、「乳児」及び「1歳以上3歳未満児」の保育に関わる「ねらい及び内容」の記述が、「3歳以上児」と別に示された
 - ・非認知的能力(自尊心・目標持続力・社交性など)の重要性
 - ・乳児に関して、3つの視点①健やかに伸び伸びと育つ②身近な人と気持ちが通じ合う③身近なものと関わり感性が育つで保育を評価する
- 保育所保育における幼児教育「資質・能力」の3つの柱 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園で行われる幼児教育は全て同質のものである
- 健康及び安全 アレルギー疾患への対応 食育の充実 事故防止の工夫 災害への備え
- 子育て支援 保育所は子育て支援の拠点
- 資質・専門性の向上、キャリアパスに対応した研修計画
- 小規模保育、家庭的保育
 - ・認可保育所の他、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業でも活用されることを想定

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 改訂の主な内容

- 多様な保育時間、多様な保育経験の子どもたちへの対応
 - ・子ども一人一人の生活やリズムの違いに配慮して、子どもの生活が安定するような工夫をする
 - ・学びの場としての工夫…「教育課程に係る教育時間」 環境づくりや活動の工夫
 - ・生活の場としての工夫…「教育課程に係る教育時間」以外の時間 安心して過ごせる時間や場所を確保する工夫
- 2歳児から3歳児への保育の移行
 - ・集団経験の異なる子どもたちが出会う新年度。2歳児の学級から移行する子どもたちと3歳児から入園する子どもたちそれぞれが、安心して過ごせるよう時間や空間を確保する
- 子育ての支援 〈第4章 子育ての支援〉となり、独立した“章”として示された〈子育ての支援の義務づけ〉
 - ・子どもの利益を最優先して行い、保護者の自己決定を尊重する ・保護者と園が協力して、子どもの育ちを支える
- 登園する子どもと登園しない子どもがいる期間中の配慮
 - ・保育経験や体験の違いを考慮して、子どもや保護者に配慮する ・長期的な休業中は、「ならでは」の活動を計画
- 災害への備え 保護者及び地域の関係機関等との連携